# 社会福祉法人岡山中央福祉会 特別養護老人ホーム中野けんせいえん入所指針

#### 1、目的

特別養護老人ホーム中野けんせいえん(以下「施設」という)の入所について介護の必要度や家族等の状況、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められるものが必要に応じて入所できるよう施設入所に関する基準を明示することにより施設入所の透明性を高め、利用しやすくすることを目的とする。

#### 2、入所の対象者

入所の対象者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの、及び要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入所(以下「特例入所」という。)が必要なものとする。

なお、特例入所が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通 の困難さが頻繁に見られるもの
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思 疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が 困難であるもの
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が 期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分である もの

### 3、入所の申し込みの方法

#### (1) 申し込み方法

入所の申し込みは、施設の入所申込書(様式第1号)に必要事項を記載の上被保険者証(写し)を添付して行うものとする。原則として入所希望者本人又は家族等が施設を訪問し、施設職員から説明を受けて申し込みを行うものとする。

なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、申込者は、やむを得ない事由により 居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特 例入所申込書(様式1-2号)に記載する。

### (2) 入所申込者受付簿の管理

施設は、入所申込書を受理した場合は、受け付け簿にその内容を記録して管理しなければならない。

### (3) 入所順位名簿の作成

施設は、調査表 (様式3号)により、入所申込書の入所順位の評価を行い、入所順位名簿 (案)を作成し、次項に定める入所検討委員会(以下「委員会」という)にて決定を行う。調査票の合計点が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。

#### (4) 状況の変更に伴う届出

申込者は、入所申込内容に下記の変更が生じた場合には、施設に連絡すること。

- ①入居希望者の要介護度
- ②介護者の状況
- ③その他入所の必要性に大きく関係する状況

### 4、入所判定委員会

- (1) 施設は、入所の決定に係る事務を処理するために、合議制の委員会を設置する。
- (2)委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、介護職員等で構成する。 なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保たれる第三者を加えることができる。

# (3)委員会の開催

委員会は、施設長が召集し、原則として毎月1回以上開催するものとする。また、 必要に応じて、臨時に開催することができる。

#### (4) 委員会の議事録

委員会は、開催ごとに議事録を作成し、2年間保存するとともに岡山市又は、岡山県から求められた場合には、これを提出することとする。

### (5) 説明責任

施設は、申込者から入所順位の決定などに関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

#### (6) 守秘義務

委員は、業務上知り得た入所希望者及び家族等に係る情報を漏らしてはならない。 また、その職を退いた後も同様とする。

(7)委員会は、この指針及び入所順位名簿に基づいて、入所の決定が適正に行われていることを確認する。

#### 5、入所順位の評価基準

入所順位名簿を作成するために、施設は入所順位評価基準を定めることとする。

### 6、入所順位名簿の調整

- (1) 入所順位名簿は、調査表評価点数の上位の者から順に登載する。
- (2) 施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、認知症に対する施設の受入 体制・医療もしくは医療行為を必要とする場合における施設の受入体制等を勘案 して入所者の決定を調整する。

#### (3) 調整時期

入所順位名簿は、委員会を開催の都度調整する。

#### 7、特別の事情による入所

次に掲げる場合においては、委員会の審議によらず、施設長の判断により入所を決定することができる。但し、直近の委員会において報告し、議事録に記載する。

- ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合。
- ②介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、居宅介護支援事業所等から緊急的な入所の申し出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合。
- ③ 在宅復帰、又は長期入院していた者からの申込があり、再入所が妥当と思われる場合。

#### 8、入居者の決定

施設長は、この指針及び入所順位名簿に基づき、入所申込者の性別や空きベッドの特性等を考慮の上、適正に入所者の決定を行うものとする。また、入所申込者に対して、自ら適切な指定介護福祉施設サービスを提供することが困難な場合には、その理由について本人及び家族に対して十分な説明を行い、同意を得なければならない。

#### 9、辞退者の取り扱い

施設から申込者に入所の案内を行った際、申込者の都合により入所の辞退があった場合には、入所順位名簿から削除する。ただし、入所申込継続の希望があれば入所順位名簿から削除し、入所保留者名簿に記載する。また、入院等やむを得ない事由による入所事態の場合は、入所順位名簿上に入所順位を保留する。

#### 10、入所申込者の調査等

施設は、入所順位名簿に記載されている者に、入所申込の継続意思並びに入所申込者 及び介護者等の状況等について、年1回調査を行う。調査を行ったが連絡がない等調 査不能と判断される場合は、入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿に記載する。

## 11、入所保留者名簿の取扱い

- (1) 入所保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入所希望の連絡があれば、入所順位名簿に復帰することとする。
- (2)入所保留者名簿に記載後、2年間連絡がない場合は、入所保留者名簿から削除し、 受付簿にその旨を記載する。なお、入所保留者名簿から削除された者が入所を再 度希望する場合は、改めて入所申込手続きを行わなければならない。

## 12、その他

この指針は公表するとともに、施設は、入所申込者に対してその内容を説明しなければならない。

### 附則

この指針は、平成28年4月3日から施行する